

# 混迷する地方分権改革——地方分権の目的から考える

佐 藤 克 廣

はじめに

民主党政権が勢い込んで提出した「地域主権改革」関連法案は、一年に及ぶ国会審議の過程で見るも無惨な形で成立した。肝心のキーワードである「地域主権」も「地域主権改革」も法律名はおろか条文上からも削除され、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成二三年法律第三七号）となつた。「地域主権」という用語が、民主党の発明によるものではなかつたにしても（今村二〇一二・a・三、人見二〇一二・二九一三〇）、国会審議で完全に葬り去られたことは重要であろう。

「地域主権」という用語を巡る議論は、これまで数多くなされてきており、それらに付け加えるべきことを見つけるのは難しい。本稿では、「地方分権」に向けた大きな改革の一つの流れという

程度に捉え、そうした流れが進んでいるのか、停滞しているのか、進んでいるとして、その進行は早いのかゆっくりなのか、という筆者が自治体政治家や自治体職員にときどき尋ねられるものの、答えに窮している質問について考察してみたい。

早いか遅いかは、当然ながら相対的な判断にならざるを得ない。どこに基準を設定するかで評価は異なつてくる。そもそも地方分権の流れが早いか遅いかを判断する評価基準は、どのように設定され得るのだろうか。評価基準を設定しようとするところ、地方分権の目的があるのかを把握する必要がある。目指す方向が定まつていなければ、進んでいるのか後退しているのか、はたまた横道にそれでいるのかも評価できないからである。ところが、この「地方分権の目的」を考察しようとする、袋小路とも言える状態に陥つてしまう。

とはいゝ、そもそも地方分権ないし地方分権改革は何を究極的に目指しているのかを検討してみたい。二〇〇九年九月一六日付けの、鳩山内閣「内閣基本方針」で述べられている「国民一人ひとりが豊かさを実感できる政策を行う本当の意味での『国民主権』の国家」と「明治以来の中央集権体制から脱却し、地域の住民一人ひとりが自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任も負う『地域主権』」のそれぞれの「主権」の言葉遣いについては、「国民一人ひとりがまじめに読むことを想定していない」（今村二〇一二・b・六一七）とする見解に賛同するものである。そのことを前提としてなおこだわつてみたいのは、「国民主権」については、「豊かさを実感できる政策」とする修飾句があり、「地域主権」については、「住民一人ひとりが自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任も負う」とする修飾句があることである。もちろん、どちらがどちらで、正しいとか誤っているとする議論をしたいわけではない。「主権」を形容する概念と考えていたらしきものに「豊かさ」という政府政策の実態ないし「実質」を盛り込もうとする意図と、「住民の自主・自立」と

いう、いわば政策決定の「形式」を意味しようとする意図とが混在していることに注意したいのである。

「主権」概念をそのように矮小化して捉えることについての違和感をとりあえず脇に置いたとして、「地方分権」の目指す目的は何であるのかを考えるヒントを、この「内閣の基本方針」は与えてくれている。

もちろん、この基本方針は、「二つた煮の諸政策」（今村二〇一二a・三）の羅列に過ぎず、答えは示されていない。しかし、回答が示されていないのは、この「内閣の基本方針」だけにとどまるのであろうか。多くの「地方分権」推進論が、実は、それを意識していないとまでは言い切れないにしても、敢えて避けているのではないかと言つたら、言い過ぎであろうか。<sup>〔1〕</sup>

雜駁な議論になることをあえて厭わざ考察してみたい。

## 1. 地方分権の目的

地方分権の目的は何であろうか。あるいは、地方分権によりどのような社会状況の達成を目指しているのだろうか。筆者は、あるところで、日本 の地方分権改革は、それ自体が目的なのか、地域 経済の発展を実現するための手段なのか、と尋ねられたことがある。<sup>〔2〕</sup>前者を仮に「本質的地方分権」、後者を仮に「手段的地方分権」と呼んでみよう。しかし、闇雲に理由もなく地方分権や地方自治を

目的にすることは考えにくい。

ここでは、地域住民の自己決定・自立を目的と

する地方分権、人々に身近な政治・行政への習熟、すなわち、民主主義の発展を目指す民主主義の学校の目的を持った地方分権を「本質的地方分権」と呼ぶことにしよう。これは、地域自治の充実を

目的とした地方分権とみることができるので、〈地域自治型地方分権〉と名付けた方が良いかも知れないが、もう一つの「手段的地方分権」との違いをあえて鮮明にするため、〈本質的分権〉としておく。

〈本質的分権〉の考え方とは異なり、地方 分権は、地域経済の振興・発展のために中央政府 の足かせを外すために必要な手段であると見ることもできる。中央政府が地域に対しても必要以上の おせつかいをしているので地域は発展していないとみるならば、そうした関与をなくせば地域は自由に地域経済を振興・発展させることができるの で、地方分権が必要だとする見方である。したがつて、〈手段的地方分権〉は、〈地域発展型地方分権〉とも言える。

〈本質的分権〉と〈手段的分権〉は、同時に達成されるならばこれほど良いことはない。また、同時に達成されるものだと考えられるなら、敢えて分ける必要のない議論となる。しかし、「武士は食わねど高楊枝」ということわざを

## 2. 〈本質的分権〉

〈本質的分権〉は、民主主義の学校として

は一致するとは限らない。

〈本質的分権〉を、民主主義の学校として の地方分権を強調する立場だとすると、実現したのは、人々が、自ら主体的に公共課題について 考察し、取り組み、解決策を生み出す方法を身に つけることを目指すことであろう。しかし、この ことは同時に、一般的基準からみた経済発展・地 域振興につながらない場合もあり得る。

地方分権の目的を地域の経済的振興・発展だと 割り切ってしまうならば、ことは比較的容易であ る。評価基準は、地域の人口増減、雇用指標、地 域の对外収支、生産高、売上高、消費水準など、 デモグラフィックな（人口統計上の）指標や経済 活動指標となる。これらの基準が望ましい方向に 移動していくことが地方分権の目的となる。そし て、これらの基準が望ましい方向に移動する限り において地方分権は必要であるとされるので、そ うならない地方分権（地域への権限や財源の移譲） は望ましくないことになる。つまり、〈手段的 地方分権〉では、分権の歯止めとなる基準が定まつ てくるので、ひたすら地方分権を求めるというこ とににはならない。むしろ、必要以上の権限や財源 の移譲は地方分権ではないとして、地域からも拒否されることになる。

の地域自治を目指すものであるとしても、どのようない民主主義を目指すのかは自明ではない。議会型の間接民主主義を中心に想定するならば、権限が移譲される地域の面積規模や人口規模は比較的大きくても構わぬことになる。一方、住民の討議を優先するなら、地域規模は大きくない方が良い。この選択肢は、いわば民主主義の方法論に基づくものとなる。

地域規模が大きければ、一般には財政力も強くなり、個別の住民負担も規模の経済の恩恵を得られると考えられるから、多くの政策分野を当該地域で担当することができるようになる。地域規模が小さければ、住民負担の観点からは、扱う政策範囲も一般的には小さくなるを得ない。逆に言えば、地域の政策規模をどのレベルに設定して地方分権を目指すのかによって、地域規模も違わざるを得ないことになる。この選択肢の方向は、政策規模論に基づくものとなる。

これらのことから、〈本質的地方分権〉を目指すとしても、地域自治を実現するための方法論を優先して考察するのか、地域が行う政策範囲を設定することを優先して考察するのかという選択肢が生まれてくることがわかる。前者の視点からは、仮に地域自治を住民主体の討議に求めようとするなら、自治体の地域規模はある程度小さなものに限定されざるを得ない。後者の視点からは、地域政策を限られた分野ではなく、一体のまとまりのある、たとえば都市政策を連関性をもつて行おう

とすると、自治体の地域規模はある程度大きなものにせざるを得ないことになる。一般にイメージされていると思われる地方分権・地域自治、すなむち、地域内で一定の連関性を持つた政策を、住民の討議によって決定し、実施しようとするならば、そこに地域規模という変数を入れて考えると、存外さまざまな工夫が必要になることがわかる。ところで、「住むことに誇りを持てるまちづくり」といったスローガンも、一目では〈本質的地方分権〉の主張のようにも見える。しかし、そもそも「誇り」の内容はそれほど自明であるわけではない。人によっては経済的に発展していることが「誇り」である場合もあるし、人口が多いことが「誇り」であることもあるだろうし、芸術文化が栄えていることが「誇り」であることがあるだろうし、地域の名称が「市」となっていることを「誇り」と思う人もいるかもしれない。また、住民が他からの拘束を受けずに自由に政策を考え持ち寄り討論し決定する自由があることを「誇り」と捉え、その結果が必ずしも経済発展などにつながらなくとも良いことを「誇り」であるとする人もいるかもしれない。

したがって、こうしたスローガンは、地方分権推進論の内部に包含されているかもしれない〈対立〉をとりあえず統合しておく役割はあるものの、その〈対立〉が顕在化した場合には、このスローガンの正統後繼者争いが開始されることになろう。このように考えると、いずれの場合でも〈本質的地方分権〉においては、どこまでの分権、すな

わち、中央政府からの財源・権限移譲が必要かについて、実のところ歯止めとなるものを設定することが難しい。いわば底なしの分権となり得る可能性を秘めている。

このことに関連して、西尾勝は、地方分権について、「自由度拡大路線」と「所掌事務拡張路線」とが拮抗し混線していると論じていた（西尾二〇〇八・三・十五）。この議論に従うならば、目的が地方自治の拡充という〈本質的地方分権〉においても大きな路線対立が起これり得ることになる。「所掌事務拡張路線」は、〈手段的地方分権〉のようにも見えるが、地域政府の所掌事務を拡張し、総合行政の名のもとに政策的・一體性・関連性を求めることが必ずしも地域経済の振興・発展につながるわけではない。したがって、両路線とも〈本質的地方分権〉ととらえるのがよいと思われる。

### 3. 〈手段的地方分権〉

〈手段的地方分権〉は、地域経済の振興・発展のために中央政府の足かけを外すために必要な手段として地方分権を捉え、それを推進しようとする目的とする地方分権であるとした。多くの地方分権推進論者からすると、「それを地方自治と言えるのか」とする疑問が出てきそうである。とはいえ、分権改革論議の中で筆者が時々問われることがある質問は、「分権によつて地域経済は活性化するのか」とするものである。こうした問

いに對しては、「問い合わせが意味がない」と切つて捨てる事も可能である。しかし、現実問題として、ある地域に住んでおり、そこに住みつけたいと考える人々、住みつけたくないが他に行くところがないと考えている人々にとつて重要なのは、今後ともこの地域で自分たちは生きていけるのだろうかという問いに答えを出すことであろう。したがつて、この問い合わせに答えることも地方分権の文脈ではそれなりの重要性を持つと言える。

地方分権を手段と考へるとても、それが単に地域経済の振興・発展が目的のものだとすることには当然に反論がある。手段ではあるが、それだけにとどまらないと言える。とはいっても、地方分権を推進する場合に、地域経済の振興・発展に代表されるような地域興し、地域での生活基盤の充実が図られないのであれば、何のための地方分権なのか、という問いかけも単に素朴なものであるとして切り捨てる事のできない重みがあると言える。

〈手段的的地方分権〉は、地域経済の振興・発展を目指すものと割り切るならば、地域経済の振興・発展につながらない分権（権限や財源の移譲）は、望ましくないものであるとすることが可能となる。また、地域が政策範囲を拡大（地域の役所の所掌事務の拡張）することが、一般的には、サービス提供や地域経済の振興の効率性からは望ましいものと言えるので、このタイプの地方分権は、市町村合併や道州制導入に親和的なものとなるだ

ろう。〈本質的的地方分権〉では、地域規模は選択の対象であつたが、〈手段的的地方分権〉においては、ある地域に住んでおり、そこに住みつけたいと考える人々、住みつけたくないが他に行くところがないと考えている人々にとつて重要なのは、今後ともこの地域で自分たちは生きていけるのだろうかという問い合わせに答えることであろう。

#### 4. 分権改革の方向性

多くの場合、〈本質的的地方分権〉か〈手段的的地方分権〉か、どちらかを一〇〇%目指すのだとする主張は考えにくい。また、両方の視点からの地方分権が同時に成立するならば、それに勝ることはないだろう。したがつて、〈本質的的地方分権〉を追求していくなら、地域の経済発展など〈手段的的地方分権〉も実現していくという状態、あるいは、〈手段的的地方分権〉を追求する過程で〈本質的的地方分権〉を実現せざるを得なくなつてはいたとなるのが理想であろう。しかし、ことはそう簡単ではないよう思える。

以上で見たように、地方分権改革をなぜ行うのかという目的から考へてみるだけでも、合意された地方分権改革を行なうのは非常に困難であることがわかる。「地方分権」という同じ言葉を使っていても、その内容ばかりか、意図していることが異なる場合がある。あるいは、「地方分権」で何をを目指しているのかが異なるので、改革しようとする内容が一致しないことがあると言つた方がよいかも知れない。

「地方分権」は、前世紀、特に九〇年代の輝き

をもはや失つてしまい、漂流する言葉になつてしまっているとも言える。おそらくは、そうした観点から「地方分権」に代わる言葉として「地域主権」が考案されたのかもしれない。しかし、「主権」という怪しげな言葉を入れてしまつたが故に、胡散臭さを帯びることになり、忌避されるべき言葉というレッテルを貼られることになつてはいる。

現行で国の権限となつてゐる事項のいくつかを地域に引き渡す必要性があることは、その目的や理由はともかく、地方分権を唱える人々の一致するところであろう。だとすれば、改革自体は進むに違いない。ただし、その改革は、二〇〇〇年分権改革のような大規模で急激なものではなく、緩慢なものにならざるを得ない。むしろ、緩やかなものにして、何のための地方分権なのかをじつくりと見直しながら進んだり引いたりするのが良さそうに思える。

これは、一見分権改革を停滞ないし、後退させる論議であるように思えるかも知れない。しかし、次のようなことを考慮に入れるなら、落ち着かない「改革」は、かえつて禍根を残すのではないかと思えるのである。

なぜなら現実は、もしかすると〈おこぼれ地方分権〉あるいは〈押しつけ地方分権〉かも知れないからである。中央政府の無駄を削除するというかけ声による行政のスリム化を行うために、余計な仕事、面倒な政策を地方に押しつけることが暗黙の地方分権の意図となつてゐるかも知れない。

以下は、自民党道州制推進本部が、二〇一二年九月六日に発表した『道州制基本法案（骨子案）』の「基本理念」に關わる部分の一部である。

③ 国の事務を国家の存立の根幹に關わるもの、國家的危機管理その他国民の生命、身体及び財産の保護に国の関与が必要なもの、国民経済の基盤整備に関するもの並びに真に全国的な視点に立つて行わなければならぬものに極力限定し、国家機能の集約、強化を図ること。

④ ③に規定する事務以外の国の事務については、国から道州へ広く権限を移譲し、道州は、従来の国家機能の一部を担い、国際競争力を持つ地域経営の主体として構築すること。

構想されている道州制は、「国際競争力をを持つ地域経営の主体」とされており、「手段的的地方分権」を目指しているかのようにも見える。また、第二八次地方制度調査会の『道州制のあり方に関する答申』（二〇〇六年二月）にほぼ沿つたものであるようにも見ることができる。もちろん、「従來の国家機能の一部」が何を指すかは自明ではないが、その機能を渡される道州側からの要請というよりは、まさに国からの〈おこぼれ分権〉あるいは〈押しつけ分権〉となる可能性を秘めている。

同様のことは、都道府県から市町村への権限移譲についても、「実際のところは、都道府県がその仕事をやりたくないから市町村へ移譲する」（島田・神原二〇〇九・九）とする観察にも見られる。しかししながら、国の権限を身軽にするという意味では一見〈おこぼれ地方分権〉あるいは〈押し

つけ地方分権〉の議論のように見えながら、日本の国会と官僚制との関係に切り込もうとする議論もある。神原勝は、以下のように述べる（島田・神原二〇〇九・一六）。

「国の権限を分権化することによって国は身軽にし、透明度の高いものにすれば、国会は政策決定に実質的に大きな影響力を行使できる。いまのような複雑な構造においては官僚の独壇場です。地方分権は、地方自治のためだけでなく、私たちのもう一つの政府である国政府自体を改革していく上でも避けられない大きな課題です。」

ここに見られるのは、筆者が地域経済振興に矮小化した「手段的的地方分権」ではなく、より大きな構想を持った手段としての地方分権論と言える。この主張には、筆者自身も異論を挟む余地はない。とはいっても、こうした議論は、改めて「地方分権」の射程の広さを思い知らざるものとも言える。

中央政府官僚制の手玉に取られない地方分権改革を進めるには、結局のところ、自らの地域の課題について、誰がどのように決めて、誰に税金を支払って、誰に課題解決に向けた事務を行わせるのかを、立ち止まって考察することが必要なのである。仮に地方分権改革が進んでいないと評価されたとしても、「自治」とは何かを、地域の当事者たちが自動的に議論し、分権改革の方向を決めるのは国でもなく、都道府県でもなく、場合によつ

## おわりに

本稿は、前政権下で分権改革の効果が見えず「相変わらずの国の集権手法、拙劣な自治体運営、そうした中で分権改革の議論が継続」している（島田・神原二〇〇九・三）とされた分権改革が、その後の民主党政権による「地域主権改革」で改善されたのか否かを検証しようとして書き始めたのであるが、当初の目的と大きく異なつたものとなってしまった。突然の野田佳彦総理大臣の衆議院解散発言（二〇一二年一月一四日の国会の党首討論で発言、一六日に解散）で、おそらくは今後は、少なくとも民主党の二〇〇九年総選挙でのマニフェストに書かれたような「地域主権改革」なるものは葬り去られることが明らかとなつたことにその理由の一端がある。

国の政権がどのような編成になろうとも、当分の間、地方分権改革は混迷しつつ、しかし、分権改革の名の下でさまざまな改革がなされるだろうと予測する。であるならば、分権改革を論ずる際の視点をどこに定めるのかを考察してみようとした。もちろん、すでに優れた論者たちの優れた

では市町村の役所でもなく、自分たちであるとしっかりと自覚してからでも遅くはないと思われる。「市民から出発する」（福嶋二〇一〇・二五）ことである。とはいって、實際にはどのように「市民から出発する」のかが問われるに違いない。

分析が数多く存在する。筆者自身の勉強不足は否めないが、「何のために地方分権を目指すのか」という素朴な疑問に、これだという回答を示せないままにきていたところに、「地方分権は目的なのか手段なのか」という質問を投げかけられ答えに窮したことを手がかりにしてみようと考えた。

筆者自身の回答は、さしあたりは地方分権自体を目的と考えたいというところに行き着くものの、考えれば考えるほど、ことはそう簡単ではないことに気づかされる連続である。地域住民の生活を支える政府活動の範囲は何か、行政サービスの効率性や有効性をどのように捉えるか、住民間の討議・討論を自治の基本に据えるとしてもどのような方法を探るべきなのか、地域で活動する各種の団体と住民や役所との関係をどうすべきか、他の地域との連携・協力をどのようにすべきか、などなどを一筋縄では解決しそうにない課題に行き当たる。「さしあたり」の連続で終わつてしまいそうである。

考え方のことを単純に文書にするのは、稚拙の説りを免れないとはいえ、「さしあたり」の時間的制約もあり、このようなものとなつてしまつた。ここまで読んでいただいた方のご寛恕をお願いする次第である。

(1) 分権や集権が何を指すのかについてもヴァリエーションがある（市川二〇一二・一四一・一七）。本論では、その問題には、深く立ち入らない。むしろ、地方分権が目指している目的が違つていれば、分権

(2) 化が何を指すのかが違つてると想定しておきたい。

この分類は、筆者が二〇一二年八月三〇日に参加し報告した韓國地方自治学会二〇一二年国際夏期会議での台湾国立成功大学孔憲法博士の質問に示唆を得ている。筆者が稚拙な報告を行った韓国・中国・日本の地方分権比較分科会において「それぞれの国において地方分権は目的なのか手段なのか」と孔博士から質問を受けた。参加していた韓国の氣鋭の若手研究者たちは「韓国の場合、それは地域経済の発展のために地方分権が必要だと考えられている」と

答つつも、一部には「持論としては韓国における民主主義の実現のために地方分権が必要だと考えている」とする研究者もいた。中国からの報告者は台風による悪天候のため欠席したため、中国ではどうかという議論を聞くことはできなかつた。筆者は、

答えて窮しているうちに、日本はどうなのかとさらご回答に追打ちをかけられてしまつた。しどろもどろな回答にならざるを得なかつたが、発せられてみると当たり前すぎて何の変哲もないように見えるこの質問への回答が、筆者のみならず、多くの地方分権推進論者の間でまともに議論されることなく、いわば

先送りにされてきているのではないか、そして、そのことが地方分権に関する議論や政策策定においてさまざまなる混迷を生み出している一つの原因なのではないか、と考えた。本稿は、ささやかながら、この問い合わせに答える道筋を示すことを目指している。ただし、示されるのは考えるための地図に過ぎず、どの道に進むべきかまでを確信を持つて勧めるものとはなつていい。

【註】

参考文献

- ・ 市川喜崇（二〇一二）『日本の中央―地方関係 現代型集権体制の起源と福祉国家』法律文化社
- ・ 今村都南雄（二〇一二a）『地方分権改革の動向』

と課題―『地域主権』改革をふり返つて』（『北海道自治研究』第五二三号所収、北海道地方自治研究所）

今村都南雄（二〇一二b）『あらためて問われる『地域主権』改革』（日本地方自治学会編『地方自治叢書24』『地域主権改革』と地方自治』所収、敬文堂）

稻葉年計（二〇一二）『市民社会の軌跡―日本の政治社会学』所収、NTT出版）

大河原麻衣（『観光開発政策に見る中央と地方―パートナリズムの質的転換』（宮台真司監修・現代位相研究会編『統治・自律・民主主義―パートナリズムの政治社会学』所収、NTT出版）

ターナリズムの質的転換』（宮台真司監修・現代位相研究会編『統治・自律・民主主義―パートナリズムの政治社会学』所収、NTT出版）

金井利之（二〇一二）『実践自治体行政学』第一法規

島田恵司・神原勝（二〇〇九）『対談・分権改革の今日的状況を読む』（『北海道自治研究』第四八〇号所収、北海道地方自治研究所）

・ 自民党道州制推進本部（二〇一二）『道州制基本法案（骨子案）』

・ 金井利之（二〇一二）『実践自治体行政学』第一法規

http://www.jimin.jp/policy/policy\_topics/pdf/pdf077\_1.pdf

西尾勝（二〇〇八）『四分五裂する地方分権改革の渦中にあつて考える』（日本行政学会編『年報行政研究43』分権改革の新展開』所収、ぎょうせい）

人見剛（二〇一二）『『地域主権改革』と住民自治（日本地方自治学会編『地方自治叢書24』『地域主権改革』と地方自治』所収、敬文堂）

福嶋浩彦（二〇一〇）『自治体にできること、できないこと―『市民の公共』時代の自治体』（自治体学会編『年報自治体学第三号』自治体にできること、できないこと』所収、第一法規）